





- 二七 基点二六から二八五度一九分五五秒一〇・七メートルの点
- 二八 基点二七から二九五度一九分五五秒一・九メートルの点
- 二九 基点二八から二八五度三九分三三秒一七・一メートルの点
- 三〇 基点二九から二四度四一分四〇秒三・三メートルの点
- 三一 基点三〇から二八三度〇三分二三秒三八・七メートルの点
- 三二 基点三一から二七四度〇二分五四秒三三・九メートルの点
- 三三 基点三二から三度二九分四〇秒一八・二メートルの点
- 三四 基点三三から二七八度二二分三〇秒三二・九メートルの点
- 三五 基点三四から一八三度二九分五〇秒二〇・九メートルの点
- 三六 基点三五から二七七度〇六分〇八秒七一・三メートルの点
- 三七 基点三六から二七九度二六分三三秒一六・七メートルの点
- 三八 基点三七から二八六度三八分五〇秒八三・三メートルの点
- 三九 基点三八から九度一〇分五九秒一九・一メートルの点
- 四〇 基点三九から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点
- 四一 基点四〇から二五七度三五分三〇秒五〇・五メートルの点
- 四二 基点四一から二四八度一五分〇〇秒四八・八メートルの点
- 四三 基点四二から二〇二度四分五〇秒四七・七メートルの点
- 四四 基点四三から二六九度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点

補助点

- 一の 基点一から一九三度〇〇分〇〇秒一八四・〇メートルの点
- 二の 基点二から二四〇度〇〇分〇〇秒一五八・〇メートルの点
- 一三の 基点一三から一九二度一六分〇七秒一五二・二メートルの点
- 二〇の 基点二〇から一九七度〇四分一九秒一三六・四メートルの点
- 三五の 基点三五から一九七度二九分三六秒一一九・三メートルの点
- 三七の 基点三七から一八〇度三三分二五秒二五七・八メートルの点
- 四四の 基点四四から一八一度〇〇分〇〇秒二二四・〇メートルの点

注 方位は、真方位とする。

山口県告示第二百四十七号

港湾隣接地域の指定に関する告示(昭和三十八年山口県告示第七百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十日

山口県知事 二井 関成

十の2の(二)を次のように改める。

(二) 浅江地区

(1) 区域

- 補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、補助点四四の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域
- 点の位置

イ 基点

- 一 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置(北緯三三度五七分四一秒東経一三一度五五分二七秒)
- 二 基点一から三三六度五九分五〇秒八〇・〇メートルの点
- 三 基点二から三二九度五九分五〇秒五二・〇メートルの点
- 四 基点三から三二八度五九分五〇秒一七九・〇メートルの点
- 五 基点四から三二五度五九分五〇秒七三・〇メートルの点
- 六 基点五から三一一度五九分五〇秒二一・〇メートルの点
- 七 基点六から三二二度五九分五〇秒四三二・〇メートルの点
- 八 基点七から三一八度五九分五〇秒三五・〇メートルの点
- 九 基点八から二七三度〇五分三九秒二〇・七メートルの点
- 一〇 基点九から三二二度三四分二八秒一四〇・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から三二二度一八分二三秒二二〇・〇メートルの点
- 一二 基点一一から三一一度〇七分五九秒四〇・〇メートルの点
- 一三 基点一二から三〇七度一九分二五秒八〇・八メートルの点
- 一四 基点一三から三一〇度四五分五八秒二二・〇メートルの点
- 一五 基点一四から三一〇度五三分五二秒九八・二メートルの点
- 一六 基点一五から三五〇度一分一〇秒八・一メートルの点
- 一七 基点一六から二九六度四三分三〇秒七四・三メートルの点
- 一八 基点一七から二五度二〇分〇五秒二・〇メートルの点
- 一九 基点一八から二九四度一分三〇秒二二・一五メートルの点
- 二〇 基点一九から二九二度四二分一〇秒八九・六メートルの点

- 二一 基点二〇から二八七度四分四九秒一〇・六メートルの点
- 二二 基点二一から一九度一七分三〇秒二一・五メートルの点
- 二三 基点二二から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点
- 二四 基点二三から一九九度一七分三〇秒二一・三メートルの点
- 二五 基点二四から二八五度〇八分三九秒七一・八メートルの点
- 二六 基点二五から一五度一九分五五秒一・三メートルの点
- 二七 基点二六から二八五度一九分五五秒一〇・七メートルの点
- 二八 基点二七から一九五度一九分五五秒一・九メートルの点
- 二九 基点二八から二八五度三九分三三秒一七・一メートルの点
- 三〇 基点二九から一四度四一分四〇秒三・三メートルの点
- 三一 基点三〇から二八三度〇三分二三秒三八・七メートルの点
- 三二 基点三一から二七四度〇二分五四秒三三・九メートルの点
- 三三 基点三二から三度一九分四〇秒一八・二メートルの点
- 三四 基点三三から二七八度二三分三〇秒三二・九メートルの点
- 三五 基点三四から一八三度二九分五〇秒二〇・九メートルの点
- 三六 基点三五から二七七度〇六分〇八秒七一・三メートルの点
- 三七 基点三六から二七九度二六分三三秒一六・七メートルの点
- 三八 基点三七から二八六度三八分五〇秒八三・三メートルの点
- 三九 基点三八から九度一〇分五九秒一九・一メートルの点
- 四〇 基点三九から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点
- 四一 基点四〇から二五七度三五分三〇秒五〇・五メートルの点
- 四二 基点四一から二四八度一五分〇〇秒四八・八メートルの点
- 四三 基点四二から二〇二度四四分五〇秒四七・七メートルの点
- 四四 基点四三から二六九度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点

口 補助点

一の一 基点一から一九三度〇〇分〇〇秒一八四・〇メートルの点

四四の一 基点四四から一八一度〇〇分〇〇秒二二四・〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。



(一七七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十三年六月十日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成二十一年四月七日から平成二十二年九月十四日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	仁保下郷の一部

二 認証年月日

平成二十三年六月十日

(二七八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年六月十日から同年十月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 山口井筒屋山新店
  - 所在地 山口市中市町一三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 名称 住 ちまきやホールディング株式会社
  - 住所 山口市中市町三番二号
  - 代表者の氏名 井上 秀則
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社山口井筒屋	河内 一彦	有田 實
変更前			
変更後			

四 届出年月日  
平成二十三年六月一日  
五 変更年月日  
平成二十二年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中町二三の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ちまきやホールディング 山口市中町三番二号 井上 秀則  
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社山口井筒屋	有田 實	入江 壮行
変更前			
変更後			

四 届出年月日  
平成二十三年六月一日  
五 変更年月日  
平成二十三年五月二十七日



山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出名

あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年六月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党三宅商事支部	代表者	巖谷 光哉	三宅 康雄	平成23 5、18
	会計責任者	佐々木 孝	水津 照代	
自由民主党山口県防府市第一支部	代表者	島田 教明	島田 明	〃 〃 26
	会計責任者	大坪 義和	木原 一	
竹岡昌治後援会	代表者	中嶋 公男	古屋 美勝	〃 〃 2
	事務所	下関市彦高西山町4丁目11番14号	下関市中之町7番7号	
中尾友昭後援会	代表者	千葉 武彦	里村 閃児	〃 〃 2
	事務所	山口市中中央2丁目6番5号	山口市駅通り1丁目4番14号	
吉田和幸後援会 (新和会)	代表者	渡辺やすし	渡辺靖志	〃 〃 25
	事務所	山口市中中央2丁目6番5号	山口市中中央2丁目6番5号	
吉田みつひろ後援会	代表者	稲田由紀美	木本 敬子	〃 〃 13
	事務所	山口市中中央2丁目6番5号	山口市中中央2丁目6番5号	
渡辺やすし後援会	代表者			〃 〃 13

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年六月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

河村建夫後援会	若松 輝明	藤井 允雄	萩市大字今古萩町35	平成22 /1、30
ささちか秀雄後援会	徳近 秀雄	山根 要子	大島郡周防大島町大字西屋代/23 の2	〃 /2、3/
中司実後援会	矢坂 利雄	倉本 教博	防府市大字田島/505の1	〃 3、〃

**山口県選挙管理委員会告示第五十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年六月十日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顕

資金管理団体の 届出事項の異動 の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (届出月日)
				新	旧	
中尾 友昭	下関市長	中尾友昭後援会	事務所	下関市彦島 西山町4丁目7番14号	下関市中之 町7番7号	平成23、 5、23